F-15イーグル戦闘機の補助翼の一部落下事故に対する意見書

去る12月21日、嘉手納基地所属 F-15イーグル戦闘機が、沖縄本島北東海上の空域で訓練中、右主翼後部の補助翼の一部が剥がれ落ちるという事故発生が明らかとなった。

米軍は事故原因について、「高重力下での訓練中、補助翼内に侵入した水分が高い高度で凍結・膨張し、補助翼を破損し落下を引き起こしたと考えられる。」として、事故機に新しい補助翼を再装着したのみで、無謀にも翌日飛行訓練を再開した。

事故機の飛行再開に関する米軍の判断理由は、非常識かつ無責任で説得力がなく、住民の不安を一層増幅させるばかりである。仮に、補助翼内での水分凍結が事故原因であったとしても、水分浸入の原因、水分の凍結で機体の一部が訓練中剥離する構造上の問題、整備点検体制、訓練の態様、事故の再発防止対策など、多くの疑問になんら答えていない。これは米軍の横暴というべきである。

米軍のこの横暴な態度は、下地島空港に給油機や輸送へりを強行着陸させ、沖縄県や地元の使用自粛の要請を押し潰したことと共通するものがある。

本町議会は、住民無視の横暴な飛行再開に断固抗議する。

10月4日にも、アラスカ州エレメンドルフ空軍基地所属の F - 15 戦闘機工機が沖縄近海上空で訓練中、接触事故を起こしたばかりである。その事故原因もいまだに明らかにされていない中、再び事故を起こした F - 15 戦闘機の安全性への疑念は増すばかりである。

よって、北谷町議会は町民の生命、人権及び財産を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底的な究明と、再発防止策を策定し公表すること。
- 2 それまでの間、嘉手納基地に駐留する全ての F 1 5 戦闘機の飛行訓練を即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2004年12月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策) 防衛庁長官 防衛施設庁長官 那覇防衛施設局長 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄県知事